



## 目次

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 1. 団体制度の概要         | P. 2  |
| 2. スタンダードプラン       | P. 3  |
| 3. ワイドプラン          | P. 4  |
| 4. ご注意いただきたい点について  | P. 5  |
| 5. 保険金をお支払いする主な場合  | P. 5  |
| 6. お支払いの対象となる損害    | P. 7  |
| 7. 保険金をお支払いしない主な場合 | P. 8  |
| 8. その他のご説明         | P. 10 |
| 9. 事故が起こった場合       | P. 11 |
| 10. 過去の保険金お支払事例    | P. 12 |
| 11. 最低保険料          | P. 12 |
| 12. ご加入方法          | P. 13 |

# 1.団体制度の概要



## 全検協の団体保険制度は こんな時にお役に立ちます！

### ① 生産物賠償責任保険

容器引き渡し後の賠償

再検査を行った容器に異物が混入して、それが原因でユーザーが使用した際に容器の接続先機器が破損してしまった。

### ② 受託者賠償責任保険

預かり中の容器に対する賠償

再検査を行っている際、誤ってロット分すべてのバルブを壊してしまった。

### ③ 施設所有(管理)者賠償責任保険

施設に起因する賠償

再検査手順に不備があり検査所で爆発が発生し、近隣の建物や住民に被害が出てしました。

### 保険料

保険料は「再検査合格本数1本」あたり、以下の目安となります

|                  | スタンダードプラン | ワイドプラン  |
|------------------|-----------|---------|
| LPガス用            | 1. 35円    | 1. 65円  |
| 一般高圧ガス用          | 1. 85円    | 2. 15円  |
| タンクローリ<br>バルクローリ | 7, 000円   | 7, 500円 |

※タンクローリ、バルクローリの「預かり中の容器」損害は補償対象外です。ご注意ください。

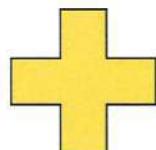


### 3.ワイドプラン

補償内容①(生産物賠償責任保険)

補償内容②(受託者賠償責任保険)

## スタンダードプランと同じ



補償内容③(施設所有(管理)者賠償責任保険)

#### 補償概要

会員が所有、使用もしくは管理している施設・設備・用具等の不備、または業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 対象施設

会員が高圧ガス容器の各種法令に定める再検査業務を実施する検査所

#### 補償内容

|         | 支払限度額<br>(1事故につき) | 免責金額<br>(1事故につき) |
|---------|-------------------|------------------|
| 身体・財物共通 | 3億円               | 5千円              |



「ワイドプラン」には、「施設所有(管理)者賠償責任保険」がセットされ、  
スタンダードプランの補償に加え、容器検査所の施設の瑕疵等に起  
因する第三者への賠償事故が補償の対象となります。  
この機会に、是非ご加入をご検討ください！

## 4.ご注意いただきたい点について

### 1. 加入する制度について

スタンダードプランもしくはワイドプランのどちらかひとつを選択ください。

### 2. 保険料算出の基礎となる容器本数について

○この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

○本制度における実績数値とは、容器再検査合格本数のことを指します。

○ご加入の際には、最近の会計年度(1年間)での容器再検査合格本数のわかる資料をご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の再検査合格本数をご通知いただく必要はありません。

### 3. 引受条件(支払限度額等)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用についても、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「6. お支払いの対象となる損害」(7ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

お客様が実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入依頼書および本ご案内をご確認ください。

## 5.保険金をお支払いする主な場合

### 1. <スタンダードプラン／ワイドプラン>生産物賠償責任保険

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が行った仕事(3ページの「対象業務」とおり)の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

#### <生産物自体の補償に関する特約>

生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体の障害または事故原因生産物以外の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、事故原因生産物自体の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。事故原因生産物とは、事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。

次のページに続きます。



## 6.お支払いの対象となる損害

### <スタンダードプラン／ワイドプラン>普通保険約款でお支払いの対象となる損害

| 損害の種類     | 内 容   |
|-----------|---|
| ①損害賠償金    | 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。) |
| ②損害防止費用   | 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用                          |
| ③権利保全行使費用 | 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用    |
| ④緊急措置費用   | 事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用                 |
| ⑤協力費用     | 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するためにはじめた費用                       |
| ⑥争訟費用     | 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用                                  |

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

#### 「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。









## 9.事故が起こった場合つづき

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。  
(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。  
(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。  
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## 10.全検協保険制度における過去の保険金お支払事例

これまでの全検協保険制度にて、実際に保険金をお支払いした事例をご紹介致します。万一の場合においては高額な賠償責任が発生することがありますので、この機会に是非ともご加入を検討ください。

### (1) 支払保険金 : 354, 322円(生産物賠償責任保険)

■事故内容:容器再検査後の内部乾燥が不十分で消費者先で凍結が発生し、自動切替調整器が破損しました。

### (2) 支払保険金 : 440, 250円(受託者賠償責任保険)

■事故内容:一般高圧ガス用の容器の再検査にて、バルブ脱着機のセッティング不備によって、当該ロットのバルブが50個近く破損した。

※上記の他、支払保険金が約「5, 700, 000円」(生産物賠償責任保険)となった事故がございました。

## 11.最低保険料

この団体保険制度の1加入者ごとの最低保険料は、1, 000円です。

加入者単位で算出の基礎を元に計算した合計保険料が、1, 000円を下回る場合、年間保険料は1, 000円となります。

## 12.ご加入方法

1. 加入希望をされるプラン(スタンダードプランもしくはワイドプラン)をご選択ください。
2. 把握可能な最近の会計年度(1年間)における容器再検査合格本数(LPガス、一般高圧ガス、タンク・バルクローリ)の実績数値をご確認ください。
3. このパンフレットに添付されている「加入依頼書」に、加入プランおよびその他の必要事項をご記入の上、各会員様にて本数に合わせた保険料を算出してください。
4. ①加入依頼書、②容器再検査合格本数が分かる資料を1月17日必着で下記へ郵送ください(FAX不可)。

### <郵送先>

◆締切：2025年1月17日（金）必着

◆宛先：一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会（郵送）

<郵送先> 〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-6-7 本間ビル4F

<FAX> 03-3861-3854

5. 保険料の払込方法は、その全額を払込む一時払となります。

1月22日までに下記へお振込ください。なお、振込手数料は会員様ご負担となります。

### <お振込先>

※団体損害保険専用の口座です

◆締切：2025年1月22日（水）

◆振込先：みずほ銀行 横山町支店 普通口座 2231122

　　シャ) ゼンコクコウアツガスヨウキケンサキョウカイ

## <お問合わせ>

### 代理店・扱者

**MSK保険センター株式会社**

**本店営業第二部**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-7901/FAX:03-3259-7917

### 引受保険会社

**三井住友海上火災保険株式会社**

**公務第二部 営業第二課**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-4061/FAX:03-3292-5896

### 契約者

**一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会（事務局）**

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-6-7

TEL:03-3861-3851/FAX:03-3861-3854

